

## 平成25年度 第1回宇都宮市行政改革推進懇談会 会議記録

■ 日 時 平成25年7月18日(木) 午後3時00分～4時30分

■ 場 所 宇都宮市役所14C会議室

### ■ 出席者

#### 1 委員

水沼会長, 中村副会長, 稲野委員, 井原委員, 金枝委員, 川津委員, 君島委員,  
近藤委員, 斎藤委員(五十音順)

※ 欠席: 遠井委員, 和田委員

#### 2 事務局

行政経営部長, 行政経営部次長, 行政改革課長, 行政経営課総務担当主幹,  
行政改革課課長補佐, 行政改革係長, 担当者

### ■ 会議経過

#### 1 開会

#### 2 会長あいさつ

- ・ 先ほどの事務局からの紹介にもあったとおり, 私は, 先日, 株式会社栃木サッカー  
クラブ(栃木SCの運営会社)の副社長に就任したところである。
- ・ チームはJ1昇格に向け, しっかりとゲームをしているが, 運営面においては非常  
に厳しい面があり, 経営の難しさを改めて感じている。
- ・ 自治体においても同様であり, いずれの自治体も非常に厳しい財政状況にある一方,  
市民の行政に対する期待は増加しており, いかに効果的・効率的な行政経営を行って  
いくかが問われている。
- ・ そのような中, 自治体経営に意見を述べる当懇談会の役割は, 非常に大きなもので  
あると認識しているところであり, 委員の皆様方には, 遠慮なく多くの御意見をいた  
だきたいと考えている。
- ・ どうぞよろしく願います。

### 3 議事

#### 会 長

- ・ ただいま事務局から、「行政改革推進プラン」に掲上している91取組について、おおむね予定どおりに進められているとの報告があったが、委員の皆様から御意見、御質問等があればお願いしたい。
- ・ 特に、引き続き「行政改革推進プラン」を推進していく上で、さらなる取組が必要な点や配慮すべき点などについて御意見をいただければありがたい。

#### 委 員

- ・ 「指定管理者制度の推進（図書館）」（No.16-②）について、来年度から新たに河内図書館に制度を導入することであり、先日の新聞報道では、制度導入に反対する主旨の要望が利用者から市に提出されたとのことであったが、要望を踏まえて何らかの対応を行ったのか。

#### 事 務 局

- ・ 御指摘の要望については、読み聞かせボランティアとして、館の運営に御協力いただいている数名の方から、「図書館については、今後も市直営で運営すべきではないか。」との要望が市長に提出されたものである。
- ・ 図書館への指定管理者制度の導入については、平成23年度に本市で初めて南図書館に導入したところであり、民間事業者のノウハウを活用した市民サービスの向上が図られていることなどを踏まえ、河内図書館についても、予定どおり来年度から導入していきたいと考えているところである。
- ・ 河内図書館への制度導入後も、日常的なモニタリングの中で必要な改善を図るとともに、指定期間が終了する3年後には、導入の成果を踏まえ、必要に応じて見直していきたいと考えている。特に、「ボランティアと協働」は、図書館の運営において非常に重要であることから、導入後も十分に指導・監督していく。

#### 委 員

- ・ 市民サービスの維持・向上を図る上では、ボランティアの方々の理解も非常に重要になってくると考えられるので、よろしくをお願いしたい。

#### 委 員

- ・ 2点ほど伺う。
- ・ 「社会福祉施設整備費補助の適正化」（No.22-⑦）について、取組内容には「補助単価の引き下げ」や「市単独上乘せ補助の廃止」などの記載があるが、一般的にこのような福祉にかかわる施設の整備に当たっては、より手厚い支援が必要なものと考えられるが、見直したことで支障は生じていないのか。

- ・ また、「職員数の適正化の推進」(No.37)について、どのように「適正化」を進めているのか。職を失う人が生じないよう配慮しながら、退職予定者数と採用数の調整などにより取組を進めているのか。

#### 事務局

- ・ まず、1点目の「社会福祉施設整備費補助の適正化」について、民間社会福祉施設の整備に当たっては、国の補助に上乗せする形で市が補助を行ってきたところであるが、国が補助の対象範囲を拡大するなど、補助の拡充を行ったことなどを踏まえ、市の上乗せ部分を見直したものであり、事業者の負担が大幅に増加するようなことはない。
- ・ 2点目の「職員数の適正化」については、定年退職などの退職者数の動向を踏まえながら、外部委託の拡大や事業の見直しを行うとともに、再任用職員などの多様な任用形態を活用するなど、段階的に適正化に取り組んでいるところである。

#### 会長

- ・ 再任用職員の活用について、昨年度末で退職された職員のうち、どの程度が再任用されているのか。

#### 事務局

- ・ 平成25年3月末、すなわち昨年度末をもって103人の職員が定年退職しており、そのうち43人、40パーセント余の職員が再任用として、今年度から改めて市に勤務している状況である。

#### 会長

- ・ 再任用の職種はどのようなものであるか。いわゆる「現場」が多いのか。

#### 事務局

- ・ 窓口業務や技術系の職場、学校給食調理業務等の現業職場など、在籍時に培った技術、経験等を生かしながら、幅広い分野で活躍している。

#### 委員

- ・ 先ほど、「福祉施設」の整備が話題に上ったところであるが、「福祉施設」の中でも、「老人福祉施設」と「障がい者福祉施設」では、整備の進捗、行政の支援に大きな差があるように感じられる。
- ・ 老人福祉施設においては、県内でも整備が進んでおり、すでに飽和状態にあるのではないかという印象すら覚えるが、障がい者においては、施設への入所も難しい状態にあり、特に軽度の障がい者に対しては十分な支援の手が届いていないように感じる。
- ・ デイサービスなどの障がい者施設については、日々変化する障がい者の個々の状況により利用状況、収入が変化し、そのような中でも職員の雇用を確保しなければならないなど、施設運営が非常に難しい面があるが、市ではどのように考えているか。

## 事務局

- ・ 障害者自立支援法施行当初は、利用状況に応じて費用を負担するという「応益負担」の考え方にに基づき、施設運営が行われてきたが、委員御指摘のとおり、日々状態が変化する障がい者特有の事情が施設の運営にも影響を与えていることなどを踏まえ、本市においては、一定期間を定額で補助するなどの対応をとってきたところである。
- ・ 委員御指摘のサービスの供給量、すなわち施設の数については、対象者数や供給量の動向を踏まえながら、担当部局において計画的に整備を進めているところであり、また、今年度中に策定する「障がい者福祉プラン」の中においても、社会経済環境の変化等を踏まえながら、今後の障がい者施策の検討を進めているところである。

## 委員

- ・ 先ほどの説明において、すべての取組が予定どおりに進められており、経費や職員数も削減されているとのことであったが、あらかじめ数値目標は設定していないのか。当初の目標がなければ、現在の取組が順調であるか否かは評価できないのではないのか。

## 事務局

- ・ 行政改革の取組は、市の施策事業について最も効果的・効率的なあり方を絶えず見直していくものであり、その結果として、経費や職員数の削減などの成果が得られるものと認識している。
- ・ ただ、これまでの取組を振り返れば、毎年度、おおむね20億円程度の成果が得られているところであり、それを一つの目安として、改革の取組を進めているところである。

## 委員

- ・ 1点目は、「公共施設の電力調達における競争入札の導入」(No.46)について、競争入札の結果、大手電力会社以外の民間事業者(PPS)からの電力調達を開始したとのことであるが、個人的には、電力の安定供給の面で不安があるものの、それが担保されるのであれば、コストの面に加えて、災害時のリスク分散の面でもメリットがあるように考えられることから、より積極的に導入を検討してはどうか。
- ・ 2点目は、「ネーミングライツ制度の導入・推進」(No.43-①)について、本市では、現在、制度設計を行っている段階とのことであるが、制度の導入・推進を図る上では、当初から大規模な施設に導入するのではなく、まずは身近な事例に導入し、市民・事業者に浸透させていくことが重要と考える。
- ・ ネーミングライツといえば、野球場やサッカー場などの大規模施設を連想するが、例えば、市のブランド戦略と組み合わせるなど、施設にこだわらず、独自のアイデアで勝負するようなことは考えられないか。

## 事務局

- ・ 1点目のPPSの導入についてであるが、公共施設については、非常時の防災拠点になることも考えられるため、電力の安定供給は非常に重要な問題であり、万が一、PPSからの電力供給が滞った場合、従来の大手電力会社（東京電力）からの供給が確保されている。その場合、大手電力会社に対する電気使用料は、PPSが負担することになる。
- ・ 2点目のネーミングライツについては、昨年度、栃木県経済同友会を通じて、県内企業に対してネーミングライツに対する関心を調査したところであるが、栃木県においても様々な施設で募集しているものの、契約成立には至っていない状況にもあるとおり、いずれの企業も広告費に関しては非常に厳格に運用している状況にある。
- ・ そのような中、他の自治体においては、歩道橋や公衆便所に導入するなど、工夫を凝らしたユニークな事例も見られるところであり、本市においても、委員の御意見のとおり、大規模施設にばかり目を向けるのではなく、身近な施設で比較的低廉な価格設定で募集するなど、本市独自のネーミングライツ制度の導入に向け、現在検討しており、今後、提案していきたい。

## 委員

- ・ 歩道橋といえば、道路幅の広い道路に設けられている印象であり、おおむね国や県の管理と考えていたが、市が管理する歩道橋もあるのか。

## 事務局

- ・ 宇都宮市道に設置しているものについては、市の管理する構築物である。
- ・ また、先ほどのPPSの導入について、委員からは、災害時の効果も見込めるのであれば、より積極的に検討してはどうかとの御意見をいただいたが、事業者からの聞き取りの結果、PPS導入がなじむ施設とそうでない施設があることを確認したところである。
- ・ 具体的には、長期休暇のある小中学校など、時期によって最大使用電力の差が大きい施設ほど導入効果が大きいといわれており、今後とも効果の見込める施設を見極めながら導入を検討していきたい。

## 委員

- ・ ネーミングライツについて、具体的なイメージがあるわけではないが、事業者にばかり目を向けるのではなく、例えば「住めば愉快だ宇都宮」のブランドメッセージのような具体的な施設以外にも制度を活用することで、市民の活力を盛り上げるような取組は考えられないか。施設の命名権という枠にとらわれずにアイデアを出していただきたい。

## 委員

- ・ 1点目は生活保護について、近年、受給者が増加しており、特に若い世代の受給者の増加が顕著であると聞かすが、受給者が保護から脱却するための自立支援について、市ではどのような取組を行っているのか。
- ・ 2点目はいわゆる「ゆるキャラ」の活用について、最近、「ゆるキャラ」がブームであり、中でも熊本県の「くまモン」はメディアにも多く取り上げられ、全国的な人気である。
- ・ 本市の「ミヤリー」も様々な活動を通じて本市の認知度向上に貢献しているようであるが、「ミヤリー」の活動を収入確保に結び付けていくような取組は考えられないか。ぜひ検討してほしい。

## 事務局

- ・ 生活保護受給者の就労支援についてであるが、今月から、国の機関であるハローワークと連携の上、市役所1階の生活保護の窓口の一部に、ハローワーク職員を常時2名と情報端末を配置し、生活保護の相談に来た方がワンストップで就労相談を受けられる体制を整備したところである。
- ・ また、過去にケースワーカーの経験があるOB職員等を就労促進支援嘱託員として任用し、過去の経験を生かして就労を支援するなど、これまでも継続的に取り組んできたところであり、今後とも各機関と連携しながら、困窮した方が生活保護に至る前、あるいは受給後も早期に就労につながるよう支援していきたい。

## 委員

- ・ 私たちの団体では、先日開催された市の「平和のつどい」の関連事業の一環で、市役所1階の市民ホールにおいて、来庁者の方々と平和を祈念する折鶴を作成するという事業を実施していたところであるが、就労支援のボランティアの方から、支援を受けている方にも鶴を折っていただいではどうかとのお話をいただき、引き受けたものの、約束の時間に対象の方々は姿を見せなかったということがあった。個人の意識の違い、差によるところが大きいものと理解はしているが、支援を受けている人の中には、意欲的でない人もいるのではないかと。
- ・ また、私が民生委員として地域の方々と話をする中では、生活保護受給者が比較的余裕のある生活をしている事例があるということもよく耳にする。本当に困っている人に対しては支援の手が必要であるとは思いますが、複雑な思いもある。

## 委員

- ・ 生活保護受給後に、定期的に継続の必要性を見直す機会はあるのか。

## 事務局

- ・ 受給者一人ひとりをそれぞれケースワーカーが担当し、定期的な訪問・面談を通じて、各人の生活状況を把握しながら、個々の状況に応じた生活指導を継続的に行っているところであり、その中で就労意欲が高まり自立に結びつくケースも多い。

## 委員

- ・ 就労して自立する方も多いことは理解しているが、そうでない人の印象が強く、少数派に映ってしまう。

## 委員

- ・ ある家庭で、本当に生活に困窮した中で生活保護を受給したものの、定期的に一定の収入があることで、就労意欲が生まれず、継続的に生活保護を受給しており、両親のそのような姿勢がその家庭のお子さんにも影響を与えているという事例があった。
- ・ 一方で、あるDV（ドメスティック・バイオレンス）被害者の女性においては、満足に食事も取れない緊急的な状況の中で、自治体に生活保護を申し立てたものの、まずは女性の実家に支援を依頼するようにとのことで、受給できない事例もあった。
- ・ この2つの事例を見た中で、生活保護のあり方について考えさせられた。保護費にも私たちの納めた税金が使われており、その額は年々増加していることから、いずれかの時点で見直しが必要なのではないか。

## 事務局

- ・ 生活保護制度については、法に基づき全国一律に実施する事務であるが、委員の御指摘のとおり、社会経済環境の変化に伴い、見直しの必要性が指摘されている。
- ・ このことから、国においても制度の見直しに向けた検討が行われているところであり、本市においては、国の動向を十分に見極めながら、引き続き適切に対応していく。

## 副会長

- ・ 最近、「コンセッション」という手法が取り上げられており、指定管理者制度も浸透してきたとおり、公共施設の管理運営に関しては、包括的なアウトソーシングの流れにある。
- ・ 先ほどの報告においても、「学校給食調理業務の外部委託の拡大」（No.15-②）や「図書館への指定管理者制度の導入」（No.16-②）など、民間活力の導入に積極的に取り組んでおり、今後、「上下水道施設維持管理業務の包括的民間委託」（No.15-①）についても検討していくとのことであるが、水道事業の民営化の進んだ海外においては、民間事業者の水質の管理が不十分で、飲料水が危険な状態になった事例もある。
- ・ 公共施設の老朽化は著しく、将来的に維持管理経費のさらなる増大が見込まれる中、効率化を図る必要性は理解できるが、安全・安心の確保においては、十分に配慮していく必要がある。

## 事務局

- ・ 副会長の御意見にあった「コンセッション」については、政府の一連の経済政策「アベノミクス」のうち、先日発表された「成長戦略」の中にも位置付けられたところであるが、公共施設の運営権を一定期間、民間事業者等に譲渡する事業手法であり、国では、空港や有料道路などでの活用を見込んでいる。
- ・ 「行政改革推進プラン」に掲げる上下水道施設維持管理業務の包括的民間委託については、これまで施設・業務ごとに個別に発注していた維持管理業務を一本化・包括化して委託するというものであり、下水道施設への導入を想定しているところであるが、サービス提供の主体が市であるという点ではこれまでと変わりはなく、包括委託後も、市の責任のもとでモニタリングを行い、受託者を指導・監督していく。
- ・ 民間活力の活用にあたっては、安全・安心や市民サービスを低下させない前提の上で、より効果的・効率的なサービスの提供に向け、取組を進めているところである。

## 会長

- ・ 先ほど副会長の意見にあった上下水道事業においては、市民の生命に影響を及ぼすような業務の基幹的な部分については、引き続き市の責任において実施していくが、維持管理のような周辺的な業務については、民間活力の導入を推進していくという認識でよいか。

## 事務局

- ・ 御指摘の水道事業においては、10年ほど前、水道法の改正により「第三者委託制度」が創設され、水道事業の技術的な業務はすべて包括的に委託が可能になったところであるが、本市においては、市民が飲用する水道事業をそこまで委ねてよいのかという議論があり、従来どおり市が主体的に担っていくこととした。
- ・ 経費削減ばかりに重きを置き、市民の安全・安心が置き去りにされるようなことはあってはならないため、副会長の御指摘の点については、引き続き、十分に注意しながら取組を進めていきたい。

## 委員

- ・ 地域のまちづくりについて、市民協働の流れの中で、地域が担う業務が非常に増えているため、地域では専門的に事務を担う者が必要になっているが、その費用は何らかの形で地域住民が負担しなければならない。
- ・ 行政改革の取組の成果により、市の財政負担や職員数が削減されていることは理解できるが、それにより地域の負担が過度に大きくならないよう、また、業務を委ねる場合には、併せて費用も手当てしていただけるよう、お願いしたい。



- ・ 次に、「上河内地域における公共交通の再構築」(No.22-③)については、現在、上河内地域における地域内交通の整備に向けて取り組んでいるところであるが、地域内交通の運営に当たっては、地域住民自らが運営し、その費用も負担しなければならない。一方、都市部においては、民間事業者がバスを運行し、住民は負担なく利用したいときに利用できるなど、地域間の不均衡が生じている。
- ・ また、「LED防犯灯の導入促進」(No.12-②)について、今年度からLEDに切り替えるための補助(加算)が新設されたところであるが、費用の一部は自治会が負担することになる。つまり、自治会加入者が自ら負担して地域を明るくするわけであるが、自治会未加入者は何ら負担せずにそれを享受することができるなど、地域内でも不均衡が生じている。
- ・ これらのことも踏まえた上で、今後の行政改革に取り組んでいただくよう要望する。

#### 会 長

- ・ 「学校給食調理業務の外部委託の拡大」(No.15-②)について、今年度、新たに5校に委託を拡大したとのことであるが、今後、どのように進めていくのか。
- ・ また、「公立保育園の民営化・統廃合」(No.19)について、昨年度、2園を民営化したとのことであるが、将来的にはすべての公立保育園を民営化していくのか。

#### 事務局

- ・ 学校給食調理業務の外部委託については、市内の小中学校93校のうち、今年度の5校をもって、当初「行政改革推進プラン」に目標として掲げた86校の委託が完了したところであるが、残る直営の7校(うち、4校は上河内給食センターで調理)については、調理工程・メニューの試行や緊急時の対応、調理員の効果的な活用などの幅広い観点から、今後の実施体制について検討していく。
- ・ また、公立保育園の民営化については、現在13園ある公立保育園のうち、各地域の拠点となる4園を「基幹園」に位置付け、今後も直営として市職員が保育サービスを提供していくが、その他の9園のうち3園については、短期的に民営化する予定であり、残る6園については、当面直営とし、今後の保育需要などを見極めながら、将来的なあり方を検討していくこととしている。
- ・ ただし、国においては、現在「子ども・子育て支援新制度」を検討する中で、保育制度の見直しが行われているところであり、その動向や最新の市内の保育需要等を踏まえながら、必要に応じて見直していくことになる。

#### 会 長

- ・ 国が交付税の削減により、国家公務員の給与削減に準じる措置を地方にも求めていることについて、各団体で様々な対応をとっているとのことであるが、宇都宮市ではどのように対応しているのか。

#### 事務局

- ・ 本市の場合、約9億円の交付税が削減されており、この額に対応するため、職員給与を平均4.8パーセント削減する条例改正案を6月議会に提案し、7月から来年3月まで実施しているところである。

#### 委員

- ・ 市では、今後の税収をどのように見込んでいるのか。

#### 事務局

- ・ リーマンショック以前の平成19年度が約980億円程度であったものが、現在、約880億円程度と、約100億円減少している。
- ・ 今後については、景気回復の兆しを受け、緩やかに回復していくものと見込んでおり、その基調が続いてほしいと考えているが、一時期に比べれば厳しい状況は続いている。

#### 委員

- ・ 先日、ある自治体で、市民が市役所にガソリンをまき、火をつけるという衝撃的な事件があったが、宇都宮市ではそのような事態も想定した対応をしているのか。

#### 事務局

- ・ 御案内の事例は非常に特異な例であり、想定が難しいものではあるが、本市においては、庁舎内に警備員を配置するとともに、万が一の事態に備えて職員の危機管理研修を行っている。引き続き、今回の例を一つの教訓として、職員が安全に勤務できるような体制を確保していく。

#### 会長

- ・ 来庁者の安全にもかかわることであるので、十分に取り組んでほしい。

## 4 閉会

#### 会長

- ・ 以上をもって、本日の議事のすべてを終了する。
- ・ 委員の皆様の御協力により、円滑に議事が進行できたことに感謝申し上げます。
- ・ 事務局には、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ、引き続き、取組を進めていただきたい。
- ・ 次回の懇談会は、来年2月ごろを予定している。委員の皆様には御多忙の折とは思いますが、御出席のほど、よろしく願います。
- ・ 本日はありがとうございました。